

組 合 員 各 位

## 迫川上流土地改良区 任期満了による 総代選挙のお知らせ

令和7年2月23日に任期満了となります迫川上流土地改良区の総代選挙について、次のとおり執行しますので、お知らせいたします。

### <変更点>

総代選挙区第2区、第4区の定数変更のため、総代選挙規程を変更しました。  
・ 面積、組合員数の変動により総代の各選挙区定数の再計算を実施した結果、第2区、第4区の定数を変更。

1. 選挙すべき総代等の数 90人  
各選挙区の総代定数及び区域は裏面のとおりです。

2. 総代の被選挙権  
・ 総代に立候補できる者  
迫川上流土地改良区の組合員で、年齢18歳以上の者及び法人たる組合員（禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでの者を除く。）

### 3. 立候補の届出等

届出日	受付時間	受付場所
令和7年1月14日(火)～1月15日(水)	午前8時30分～午後5時	迫川上流土地改良区事務所

4. 立候補届出に必要な書類等 ①～③の用紙は、迫川上流土地改良区事務所に用意しております。

- ① 立候補届出 (本人届出 及び 推薦届出)  
※ 推薦による届出の場合は、当該選挙区の選挙権を有する組合員10人以上の推薦と、本人からの推薦承諾書が必要です。
- ② 総代被選挙権申告書
- ③ 組合員資格証明書 (改良区が発行)
- ④ 本人確認のため、証明できる書類等をお持ち下さい。  
(運転免許証、立候補者が法人の場合は法人登記簿謄本等)
- ⑤ 印 鑑 (届出用紙に押印が必要となります。認印でかまいません。)

### 5. 選挙期日 (投票日) 等

令和7年1月20日(月) 午前7時～午後5時 (投開票会場 迫川上流土地改良区事務所)  
(候補者が定数を超えない場合には、投票は行いません。)

※ 投票実施の有無については、当土地改良区ホームページへの掲載及び書面 (投票のある地区のみ)にてお知らせいたします。

○ 各選挙区の総代定数及び区域

選挙区	選挙区域	総代数	備考
第1区	登米市 石越町 北郷、東郷、南郷 栗原市 若 柳 川北	11人	旧石越町 土地改良区区域
第2区	栗原市 栗 駒 沼倉、松倉、岩ヶ崎、里谷、 鳥沢、深谷、中野、猿飛来	8人	旧三迫川沿岸 土地改良区区域
第3区	栗原市 金 成 平形、岩崎、大原木、小迫、 沢辺、金成、小堤、姉齒	8人	
第4区	栗原市 若 柳 有賀、武鎗、大林、福岡、川北 一関市 花泉町 油島	8人	
第5区	栗原市 一 迫 柳目、真坂、川口、嶋躰、 清水目、長崎、北沢、狐崎	13人	旧一迫川沿岸 土地改良区区域
第6区	栗原市 築 館 築館、宮野、玉沢	5人	旧真坂 土地改良区区域
第7区	栗原市 志波姫 堀口、八樟、沼崎、刈敷、 伊豆野、北郷、南郷 若 柳 川南、上畑岡	14人	
第8区	栗原市 若 柳 川南、下畑岡、上畑岡 志波姫 伊豆野、南郷	8人	旧若柳川南 土地改良区区域
第9区	栗原市 栗 駒 文字 鶯 沢 南郷、北郷、袋	6人	旧二迫川沿岸 土地改良区区域
第10区	栗原市 栗 駒 稲屋敷、八幡、桜田、菱沼、 栗原、渡丸、芋塚、泉沢、 片子沢 築 館 富野 金 成 沢辺	9人	

総代任期 令和7年2月24日から令和11年2月23日まで

○ ご不明な点がございましたら、迫川上流土地改良区総務課までお問い合わせ下さい。

〒989-5171  
栗原市金成沢辺町沖 205 番地  
迫川上流土地改良区  
TEL 0228-24-7643  
FAX 0228-42-3503

組合員各位

## 迫川上流土地改良区 任期満了による 役員(理事・監事)選挙のお知らせ

令和7年3月10日に任期満了となります迫川上流土地改良区の役員(理事・監事)選挙について、次のとおり執行しますので、お知らせいたします。

### <変更点>

役員定数の見直しと女性理事の登用のため、役員選挙規程を変更しました。

- ・ 理事定数を20人から15人に変更。
- ・ 面積、組合員数の変動により理事の各被選挙区定数の再計算を実施。
- ・ 員外理事制度を導入し、理事15人のうち2人の員外女性理事を登用。

### 1. 選挙すべき役員等の数

理事 15人 (うち2人は員外女性理事)、 監事 3人

各被選挙区等の理事・監事の定数及び区域は裏面のとおりです。

### 2. 役員の新選挙権

- ・ 理事・監事に立候補できる者  
迫川上流土地改良区の組合員で、年齢18歳以上の者  
(破産者で復権のできない者、禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者を除く。)
- ・ 員外女性理事に立候補できる者  
迫川上流土地改良区地域の属する市に居住している年齢18歳以上の女性で、組合員でない者  
(破産者で復権のできない者、禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者を除く。)

### 3. 立候補の届出等

届出日	受付時間	受付場所
令和7年1月22日(水)	午前8時30分～午後5時	迫川上流土地改良区事務所
令和7年1月23日(木)	午前8時30分～午後5時	
令和7年1月24日(金)	午前8時30分～正午	

### 4. 立候補届出に必要な書類等

①～④の用紙は、迫川上流土地改良区事務所に用意しております。

- 立候補届出 (本人届出 及び 推薦届出)
  - 推薦による届出の場合は、組合員10人以上の推薦と本人からの推薦承諾書が必要です。
  - 員外女性理事は推薦届出となります。(①-1)と同様です。)
- 被選挙権調書
- 土地改良法第18条第5項(理事資格要件)に基づく申出書
- 組合員資格証明書(改良区が発行)
- 本籍地の市町村が発行する「身分証明書」(員外女性理事は「住民票」も必要です。)(各自申請して下さい)
- 印鑑 (届出用紙に押印が必要となります。認印でかまいません。)

### 5. 選挙期日(投票日)

令和7年1月28日(火)

(総代が総代会において投票いたします。)

○ 各被選挙区の理事・監事の定数及び区域

被選挙区	被選挙区域	定数(人)		備考
		理事数	監事数	
第1区	登米市 石越町 北郷、東郷、南郷 栗原市 若柳 川北	2		旧石越町 土地改良区区域
第2区	栗原市 栗駒 沼倉、松倉、岩ヶ崎、里谷、 鳥沢、深谷、中野、猿飛来 金成 平形、岩崎、大原木、小迫、 沢辺、金成、小堤、姉齒 若柳 有賀、武鎗、大林、福岡、川北 一関市 花泉町 油島	3	1	旧三迫川沿岸 土地改良区区域
第3区	栗原市 一迫 柳目、真坂、川口、嶋躰、 清水目、長崎、北沢、狐崎 築館 築館、宮野、玉沢 志波姫 堀口、八樟、沼崎、刈敷、 伊豆野、北郷、南郷 若柳 川南、上畑岡	5	1	旧一迫川沿岸 土地改良区区域  旧真坂 土地改良区区域
第4区	栗原市 若柳 川南、下畑岡、上畑岡 志波姫 伊豆野、南郷	1		旧若柳川南 土地改良区区域
第5区	栗原市 栗駒 文字、稲屋敷、八幡、桜田、 菱沼、栗原、渡丸、芋塚、泉沢、 片子沢 鶯沢 南郷、北郷、袋 築館 富野 金成 沢辺	2	1	旧二迫川沿岸 土地改良区区域

○ 員外女性理事の定数等

定数等	
迫川上流土地改良区地域の属する市に居住する女性	2 人

役員任期 令和7年3月11日から令和11年3月10日まで

○ ご不明な点がございましたら、迫川上流土地改良区総務課までお問い合わせ下さい。

〒989-5171  
栗原市金成沢辺町沖 205 番地  
迫川上流土地改良区  
TEL 0228-24-7643  
FAX 0228-42-3503

令和6年12月

組合員各位

## 迫川上流土地改良区 員外女性理事の登用について

1999年（平成11年）に男女共同参画社会基本法が施行され、これに基づき令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画において、「2025年度（令和7年度）までに、土地改良区の理事に占める女性の割合を10パーセント以上とする」という目標が設定されました。

このことから、迫川上流土地改良区では員外理事制度を新設し、令和7年3月10日任期満了に伴う役員選挙より員外女性理事の登用に取り組むことにいたしました。円滑な選挙の執行と、員外女性理事の推薦をお願いいたします。

なお、員外女性理事の立候補届出は推薦による届出となりますので、組合員10人以上の推薦と、本人からの推薦承諾書が必要です。

### ○ 員外女性理事の定数等

定数等	
迫川上流土地改良区地域の属する市に居住している 年齢18歳以上の女性で、組合員でない者	2人

役員任期 令和7年3月11日から令和11年3月10日まで

※ 選挙期日等の詳細については、「迫川上流土地改良区任期満了による役員（理事・監事）選挙のお知らせ」チラシをご覧ください。

○ ご不明な点がございましたら、迫川上流土地改良区総務課までお問い合わせ下さい。

〒989-5171  
栗原市金成沢辺町沖205番地  
迫川上流土地改良区  
TEL 0228-24-7643  
FAX 0228-42-3503